

# 相続・遺言・終活Q&A

終活とは後ろ向きな「死に支度」ではありません。心配事を解決して今からの人生を目一杯楽しむための「生き支度」に他なりません。皆さまそれぞれの事情やお悩み、お困り事をお聞かせください。



【Q1】相続とは簡単に言うと、どんなことをするのでしょうか？相続人や遺産についても知りたいです。生命保険は含まれますか？家や土地は要らないので、現金や預貯金だけを相続したいと思うのですが可能でしょうか？

【A1】亡くなった人（被相続人といいます）が持っていた財産を相続人たちで分けることです。例えば、預貯金口座を解約したり、公共料金の支払い方法や、車や不動産の名義を変更したりすることです。相続人と遺産の範囲は法定されています。また、相続財産を選ぶことはできません。預貯金、不動産や借金など被相続人の全ての財産を受け入れる「単純承認」、負債（借金）の額まで受け入れる「限定承認」、全てを受け入れない「相続放棄」の3通りがあります。それぞれに期限や条件があります。



【Q2】私は生涯独身でひとり暮らし。自分の死後が心配。持病もあるし誰にも迷惑をかけたくない。頼れる人も近くにいないし、もし認知症になったら、動けなくなったりしたらどうしよう？

【A2】遺言書での遺言執行者の指定、見守り契約、成年後見制度（法定後見・任意後見）、死後事務委任契約、尊厳死宣言、生活保護制度など、お悩みにあわせて法律面から支援する制度があります。ご本人の意思を最大限に尊重しながら、お持ちの能力や財産に応じた制度利用についてご案内ができます。「おひとりさま」の多くの方が同様のお悩みをお持ちです。ぜひ一度ご相談ください。



【Q3】私の相続人は誰と誰になるのですか？どんな割合でわけるのでしょうか？お世話になった人には多めに渡したいし、疎遠だった人には渡したくないのです。遺言書とは、どのような種類がありますか？

【A3】被相続人の配偶者、子、父母、兄弟姉妹など、法律において相続する権利がある人を法定相続人といいます。また相続割合も民法で定められています。法定相続人以外に財産を渡したり、相続割合の変更をされる場合は遺言書の作成が有効です。ご本人が自筆で書かれる「自筆証書遺言」、ご本人と証人2名の立会いのもとで公証人が作成する「公正証書遺言」、利用は少ない「秘密証書遺言」の3種類があります。費用面や家庭裁判所での検認の有無、未発見のリスクなど長所短所があります。



【Q4】先日、父が亡くなりました。相続人は配偶者である母と、子である私と弟の3人で、みんな岩国市内に住んでいます。自分で相続手続きをやってみようと思います。ネットや書籍を参考に進められるものでしょうか？

【A4】手続きには相続人調査、相続財産調査、遺産分割協議と大きく3つの段階があります。相続人調査は戸籍収集から始めますが、相続人が兄弟姉妹や甥姪まで渡る場合は時間がかかります。直系のご家族が相続人の場合は比較的速やかに収集できるようになりました。相続財産調査は預貯金、不動産、株式などお父様名義の財産目録を作成します。遺産分割協議は「誰がどの財産をどれだけ相続するか」協議し、遺産分割協議書を作成します。相続人全員の合意がある遺産分割協議書の法的効力により預貯金口座の解約や不動産の名義変更などができます。当職で部分的なお手伝いも可能です。

ご相談、お問い合わせは、お電話、メール、ホームページのお問い合わせフォームをご利用ください。行政書士には法により守秘義務が定められています。ご安心ください。（行政書士法 第12条）

【表面もご覧ください】